

伊予地区ごみ処理施設管理組合地域 循環型社会形成推進地域計画

平成 30 年 11 月 作成
令和 元年 変更
令和 2 年 変更
令和 3 年 変更

伊予市
松前町
伊予地区ごみ処理施設管理組合

【 目 次 】

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域処理の検討状況	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	3
3. 施策の内容	4
(1) 発生抑制、再利用の推進	4
(2) 処理体制	5
(3) 処理施設等の整備	7
(4) 施設整備に関する計画支援事業	7
(5) その他の施策	8
4. 計画のフォローアップと事後評価	8
(1) 計画のフォローアップ	8
(2) 事後評価及び計画の見直し	8

【添付資料】

■様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	10
■様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	11 12
■様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧	13
■その他参考資料	
参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）	14 13
参考資料様式 7 8 計画支援概要	15 14
■添付資料	
添付資料1 対象地域図(位置図)	16 15
添付資料2 指標と人口等の要因に関するグラフ	17 16
添付資料3 分別区分説明資料	20
添付資料 4 3 構成市町の処理フロー（現況）	21 19
添付資料 5 4 現有処理施設の概要 現況と予定	22 20
添付資料 6 5 伊予市ハザードマップ	23 21

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：伊予市、松前町

面積：214.85 km²

人口：68,197人（平成29年9月末現在）

市町	伊予市	松前町	計
面積	194.44 km ²	20.41 km ²	214.85 km ²
人口	37,346人	30,851人	68,197人

(2) 計画期間

循環型社会形成推進地域計画（以下「本計画」という。）は、平成31年4月1日から令和8年3月31日までの7年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

伊予地区ごみ処理施設管理組合は、伊予市と松前町で構成されており、一般廃棄物（ごみ）の処理・処分を行っている。

本地域は、一級河川の重信川を境にして松山市に隣接し、道後平野の西南部に位置している。また、西側は伊予灘に面している。

本地域のごみ処理は、可燃ごみについては、本組合所管の「伊予地区清掃センター」で焼却処理を行い、発生する焼却残さ等に関しては、地域内に埋立処分が可能な最終処分場が無い場合、地域外の民間業者に処分を委託しているところである。また、資源化ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに関しては、民間業者に処理を委託している。

伊予地区清掃センターは、昭和52年3月の竣工から41年、また、同施設における排ガス高度処理施設及び灰固形化施設整備工事からも14年が経過し、老朽化が進行しているとともに、機器類が耐用年数を迎える時期にきている。

これらのことから、本計画期間内に伊予地区清掃センターの長寿命化計画を策定するとともに、収集される一般廃棄物を適正かつ安定的に処理するため、既存施設の基幹的設備改良による施設の長寿命化と温室効果ガスの削減を目指す。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

平成 10 年 3 月に策定された「愛媛県ごみ処理広域化計画」において、愛媛県下は 5 つのブロック（西条、今治、松山、八幡浜、宇和島）に分けられている。

本地域は松山ブロック（策定当時：松山市、伊予市〔旧中山町は除く〕、東温市、久万高原町、松前町、砥部町〔旧広田町は除く〕、内子町〔旧小田町の区域〕の 3 市 4 町）に位置付けられている。ごみ処理施設の整備はごみ処理広域化計画に基づいて検討が進められており、当面は現在の枠組みで処理が行われる予定である。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

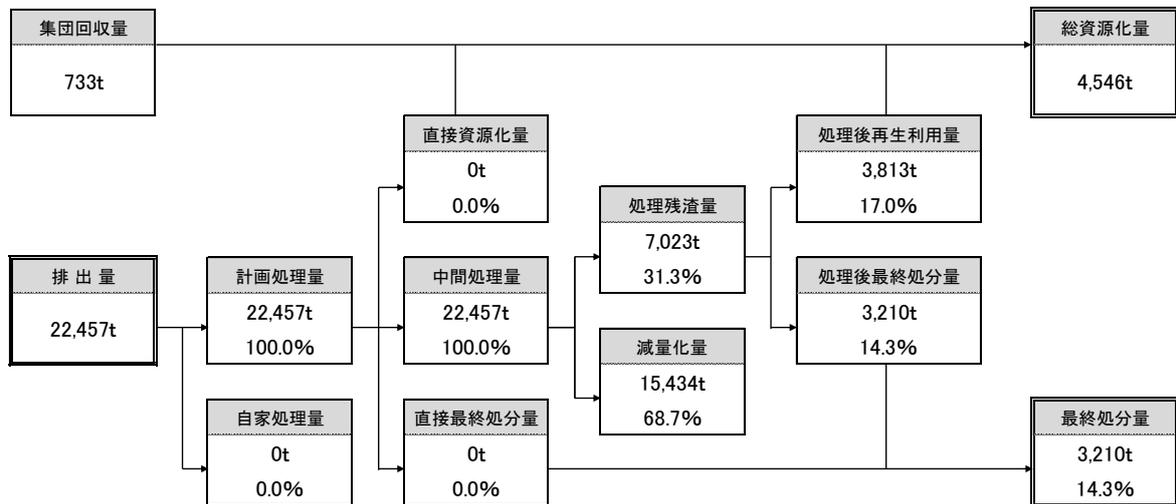
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図-1 のとおりである。

~~総排出量は、集団回収量も含め、23,190 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 4,546 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量）は 19.6%である。~~

~~中間処理による減量化量は 15,434 トンであり、集団回収量を除いた排出量の約 68%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 14.3%に当たる 3,210 トンが埋め立てられている。~~

~~なお、中間処理量のうち、焼却量は 17,705 トンである。~~



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成29年度実績）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表-1及び図-2のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状値 (割合 ^{※1}) (平成29年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和8年度)
排出量	事業系	総排出量 6,886 t 1事業所当たりの排出量 ^{※2} 2.56 t/事業所	6,163 t (-10.5%) 2.29 t/事務所 (-10.5%)
	生活系	総排出 15,571 t 1人当たりの排出量 ^{※3} 175.3 kg/人	13,810 t (-11.3%) 161.8 kg/人 (-7.7%)
	合計	事業系家庭系排出量合計 22,457 t	19,973 t (-11.1%)
再生利用量	直接資源化量	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)
	総資源化量(集団回収量含む)	4,546 t (19.6%)	4,232 t (20.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	- MWh - GJ	- MWh - GJ
最終処分量	最終処分量	3,210 t (14.3%)	2,844 t (14.2%)

- ※1：排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合
 ※2：1事業所当たりの排出量 = { (事業系ごみ総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } ÷ 事業所数
 ・事業所数は経済センサスの平成24年度及び平成28年度の活動調査、平成24年の基礎調査結果とし、中間年度はこれらの直線補間とした。
 ・将来の事業所数は平成28年度と同値で推移するものとした。
 ※3：1人当たりの排出量 = (生活系ごみの総排出量 - 生活系ごみの資源ごみ量) ÷ 人口 × 1,000

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位：t]
 再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：t]
 エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]
 減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：t]
 最終処分量：埋立処分された量 [単位：t]

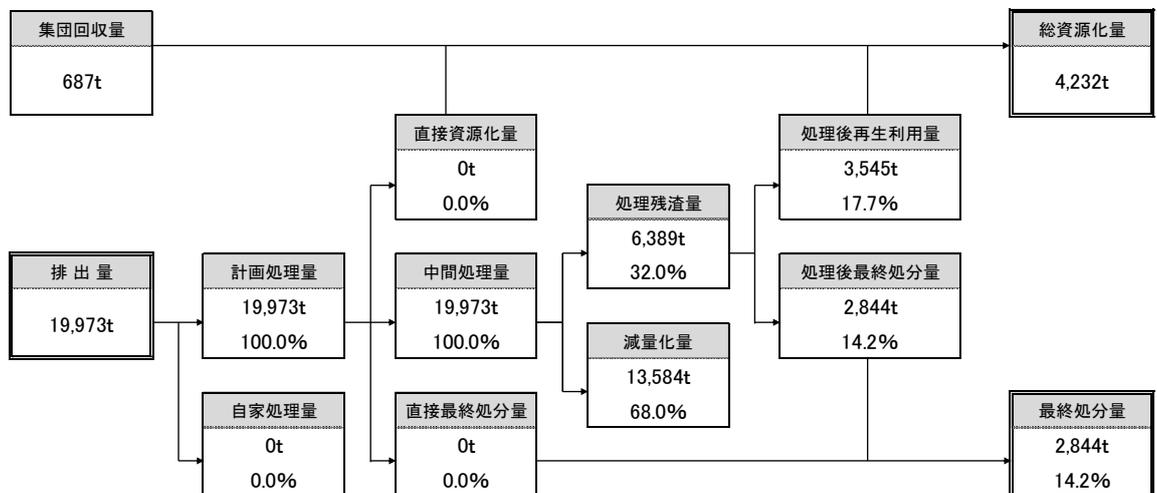


図-2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況のフロー (令和8年度目標)

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再利用の推進

ア. 有料化

本地域では、平成 18 年度より生活系ごみの可燃ごみについて指定袋制を導入している。指定袋は 3 種類であり（大 45L・40 円/枚、中 30L・30 円/枚、小 20L・20 円/枚）、排出量に応じた負担の公平化を図っている。

直接搬入ごみについては、従量制による処理手数料を徴収している。

今後については、排出抑制と一層の費用負担の公平性を確保するため、適正なごみ処理手数料について検討を行っていく。

イ. 環境教育・普及啓発・助成

○ごみの排出抑制やリサイクルへの取り組みとして 3R を推進し、その優先順位である発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）を住民及び事業者に対し周知・啓発を行う。

○排出者責任を強化し、特に事業者から出る事業系ごみについては、多量排出者に対して減量及び適正処理に関する指導を行う。また、生活系ごみについては、組合構成市町と協力のうえ、住民に対してごみの排出抑制・再生利用の意識の向上を図る。

○ごみの排出抑制や減量意識の向上、資源ごみの回収・再生利用を推進するため、組合構成市町の広報への記事掲載やごみの出し方・資源ごみの分別方法を記載したチラシの配布などによる啓発に努める。

○生ごみ処理機等購入費に対する補助金交付制度が伊予市において実施されており、本制度を継続・促進することにより、生ごみ減量化の推進と減量化意識の向上を図る。

ウ. マイバッグ運動・レジ袋対策

組合構成市町、住民団体及び事業者等と連携して、マイバッグキャンペーンやレジ袋の削減を推進する。

エ. ごみ分別の推進

資源ごみ分別を進め、その結果、一人当たりのごみ量を平成 29 年度 0.48Kg/日から令和 8 年度 0.44Kg/日まで削減する。

(2) 処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表-2 に示すとおりである。

当面は、現在の分別区分を継続するが、分別の徹底を図ることにより資源化率の向上と処理・処分量の抑制に努めていく。また、各市町の状況を鑑み分別区分は適宜見直していくものとする。

可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみ等の処理については、可燃ごみは既存焼却施設、その他のごみは民間業者により資源化を図ることとし、基本的に現在の処理体制を継続していくこととするが、既存焼却施設は老朽化が進行していることから基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化と温室効果ガスの削減を図る。なお、ごみ処理施設から発生する残さ（焼却残さ、不燃残さ等）については、引き続き民間業者に処分を委託していく。

また、資源物の中古紙類は集団回収などで更なるリサイクルを進めるとともに、容器包装廃棄物は、分別収集計画に基づき分別収集の徹底に努める。

イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、現在、生活系ごみの分別区分に準じて、事業者がごみ処理施設へ直接搬入するか、許可業者に依頼して搬入することとしており、今後もこの体制を継続していく予定である。

ウ. 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、産業廃棄物の処理は行っておらず、当面は産業廃棄物の受け入れを行う予定はない。

~~エ. 今後の処理体制の要点~~

- ~~◇ 既存焼却施設に対し、長寿命化対策及び温室効果ガスの削減対策のための基幹的設備改良工事を実施する。~~
- ~~◇ 不燃・粗大ごみ、資源ごみは資源化を徹底することとする。~~

表-2 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成29年度)						今後(令和8年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等	伊予市 処理実績 (トン)	松前町 処理実績 (トン)	計 処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	伊予市 処理実績 (トン)	松前町 処理実績 (トン)	計 処理実績 (トン)
可燃ごみ	焼却	伊予地区 清掃センター	9,364	8,117	17,481	可燃ごみ	焼却	伊予地区 清掃センター	8,248	7,133	15,381
不燃ごみ	破碎・選別	民間業者へ 資源化を委託	478	531	1,009	不燃ごみ	破碎・選別	民間業者へ 資源化を委託	383	446	829
粗大ごみ			141	191	332	粗大ごみ			106	158	264
埋立物	埋立	民間業者へ 処分を委託	1,749	1,461	3,210	埋立物	埋立	民間業者へ 処分を委託	1,545	1,299	2,844
資源ごみ	リサイクル	民間業者へ 資源化を委託	286	297	583	資源ごみ	リサイクル	民間業者へ 資源化を委託	255	271	526
			92	67	159				92	61	143
			188	201	389				167	184	351
			547	551	1,098				526	534	1,060
			111	198	309				99	181	280
			63	89	152				56	81	137
			1	8	9				1	7	8
			73	1,041	1,114				78	962	1,040



(3) 処理施設等の整備

前述した(2)の処理体制で、ごみを処理するため、表-3のとおり必要な施設整備を行う。

表-3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)
1	廃棄物処理施設の 基幹的設備改良事業	伊予地区清掃センター 基幹的設備改良事業	80t/日※	伊予市三秋	R6~R8 R7~R9

※現状の准連続運転から全連続運転への変更を行う。施設規模は計画支援事業のうち基本設計事業(事業番号31)において、現状及び将来のごみ量・ごみ質を勘案のうえ詳細を検討する。

《整備理由》

事業番号1：焼却施設の延命化を図るもの

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前述した(3)の施設整備に先立ち、表-4のとおり計画支援事業を実施する。

表-4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (全体事業期間)
31 1	伊予地区清掃センター基幹的設備改良事業 (事業番号1)に係る基本設計事業	基本設計等	R4~R5 R5~R6
32 2	伊予地区清掃センター基幹的設備改良事業 (事業番号1)に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査	R4~R5 R5~R6

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会形成を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア. 再生利用品の需要拡大

行政における再生利用品の利用を率先して行うとともに、住民、事業者に対してグリーン購入法、再生利用品利用についての普及活動と通じて再生利用品の使用拡大を図る

イ. 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、組合構成市町の広報やごみ出し方・資源ごみの分別方法等を記載したチラシにて普及啓発を行う。

ウ. 不法投棄対策

不法投棄対策としては、組合構成市町と協力して、パトロールの強化、監視体制の整備、関係機関との連携を強めるなど、不法投棄をさせない環境づくりに努める。

エ. 災害時の廃棄物処理に関する事項

地震や台風などの大規模な災害時に発生する廃棄物の処理に関しては、組合構成市町と協力して組織体制を整備するとともに、収集・運搬、処理・処分において迅速な対応ができるよう、県、周辺自治体との連携を図りながら対策を講じていく。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その計画を公表するとともに、必要に応じて、組合構成市町、県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、最終的な処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果は公表するものとし、評価結果については次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

【循環型社会形成推進地域計画添付資料一覧】

- 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- ~~様式 3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧~~

その他参考資料

- 参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- 参考資料様式 ~~7~~ 8 計画支援概要

- 添付資料 1 対象地域図
- 添付資料 2 指標と人口等の要因に関するグラフ
- ~~添付資料 3 分別区分説明資料~~
- 添付資料 ~~4~~ 3 構成市町の処理フロー（現況）
- 添付資料 ~~5~~ 4 現有処理施設の概要 **現況と予定**
- 添付資料 ~~6~~ 5 伊予市ハザードマップ

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月 竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	伊予地区清掃センター	伊予地区 ごみ処理施設管理 組合	連続焼燃方式 ストーカ炉	80 t/16h	昭和52年3月	無	無	無	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃棄物施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃棄物施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	伊予地区清掃センター	伊予地区 ごみ処理施設管理 組合	全連続焼燃方式 ストーカ炉	80 t/24h	令和9年3月31日 令和10年3月31日	施設の長寿命化及び 省エネルギー化のための 基幹的設備改良工事	無	無	無	

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名：愛媛県

(1) 事業主体名	伊予地区ごみ処理施設管理組合
(2) 施設名称	伊予地区清掃センター
(3) 工期	令和 6 7 年度 ~ 令和 8 9 年度
(4) 施設規模	処理能力 80 t/日 (40 t/日 × 2炉)
(5) 型式及び処理方式	全連続燃焼方式ストーカ炉
(6) 余熱利用計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 未定 %) ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 未定%以上) ・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	既存焼却施設の長寿命化とCO ₂ 削減 (3%以上) による地球温暖化対策
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	該当なし
-------------	------

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	該当なし
(11) バイオガスの利用計画	該当なし

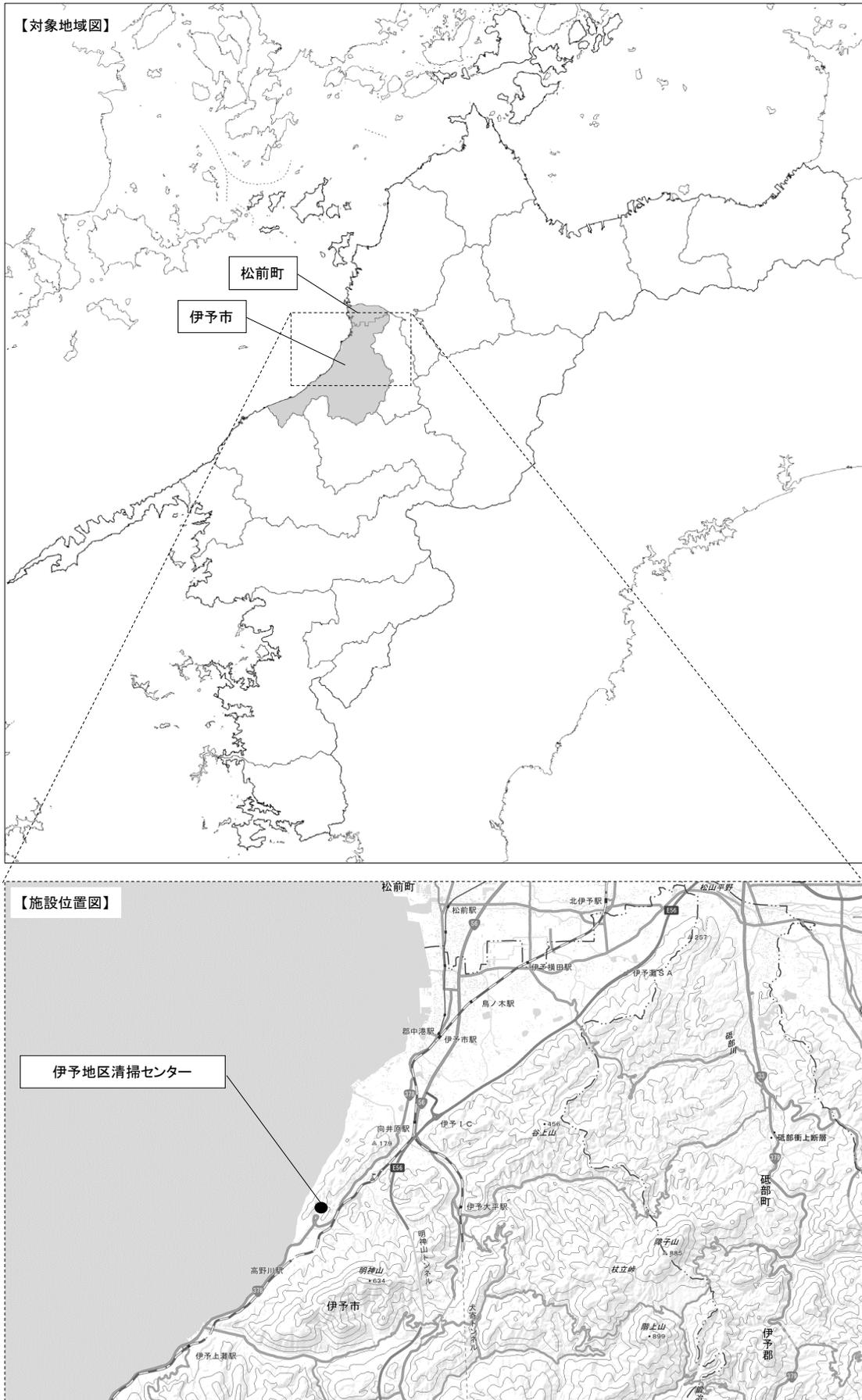
(12) 事業計画額 総事業計画額	5,577,000 千円 (税込) 22,000千円 (全体：5,577,000千円) うち、交付対象事業費 0千円 (全体：2,346,960千円)
---------------------------------	--

計画支援概要

都道府県名：愛媛県

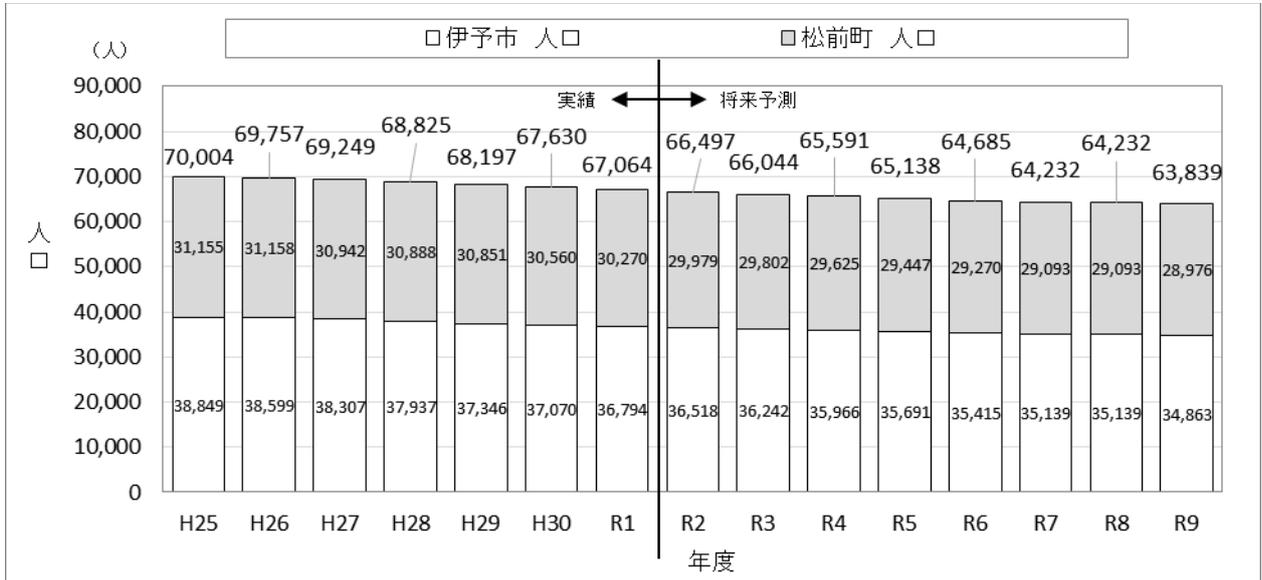
(1) 事業主体名	伊予地区ごみ処理施設管理組合	
(2) 事業目的	伊予地区清掃センターの基幹的設備改良工事のため	
(3) 事業名称	基本設計事業	生活環境影響調査
(4) 事業期間	令和 4 5 年度～令和 5 6 年度	令和 4 5 年度～令和 5 6 年度
(5) 事業概要	当該施設の整備に伴い、事前に基本設計（発注仕様書作成、技術審査等）を行う。	准連続運転から全連続運転への変更に伴う生活環境影響調査を行う。
(6) 事業計画額 総事業計画額	11,000 千円(税込) 11,000千円（全体：11,000千円） うち、交付対象事業費 11,000千円 （全体：11,000千円）	23,100 千円(税込) 23,100千円（全体：23,100千円） うち、交付対象事業費23,100千円 （全体：23,100千円）

添付資料 1 対象地域図及び施設位置図

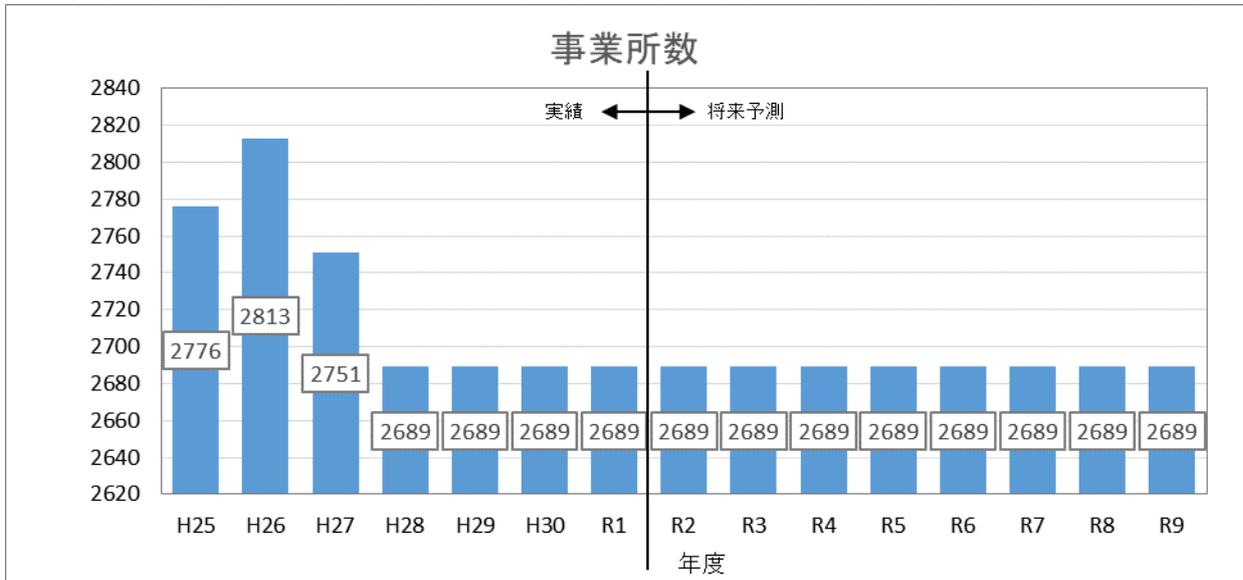


添付資料2 指標と人口等の要因に関するグラフ

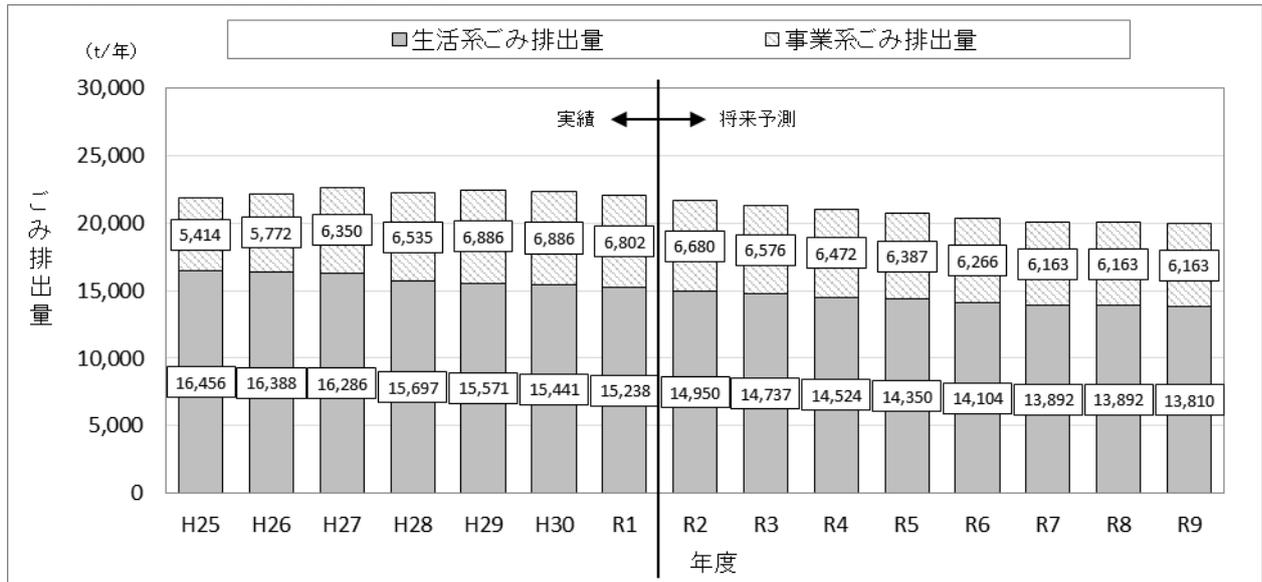
1 人口の推移



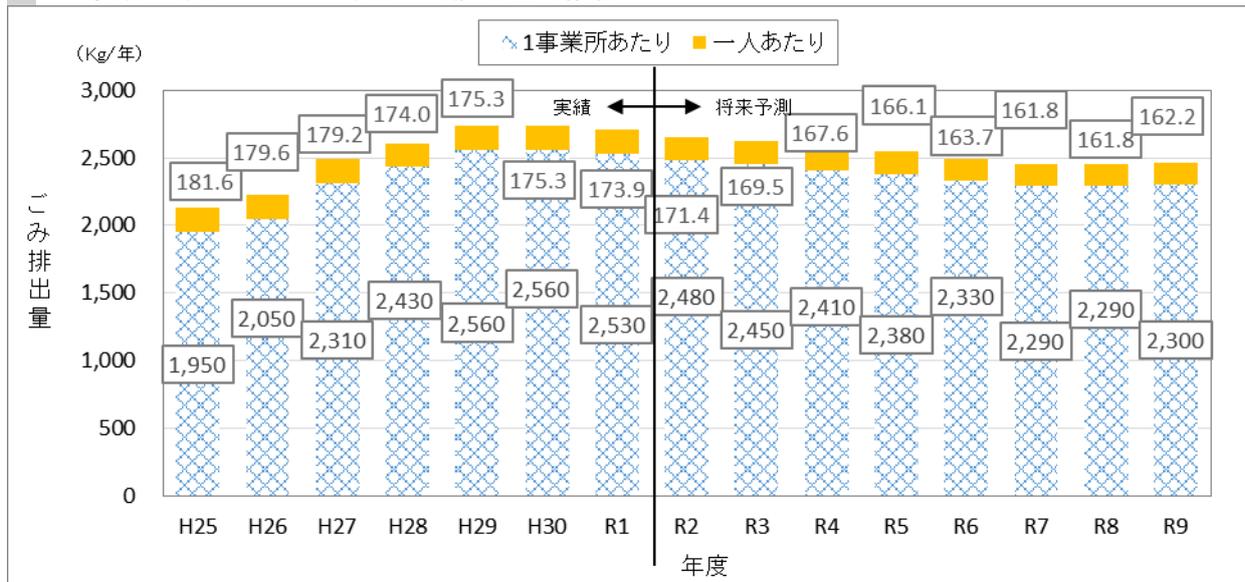
2 事業所数の推移



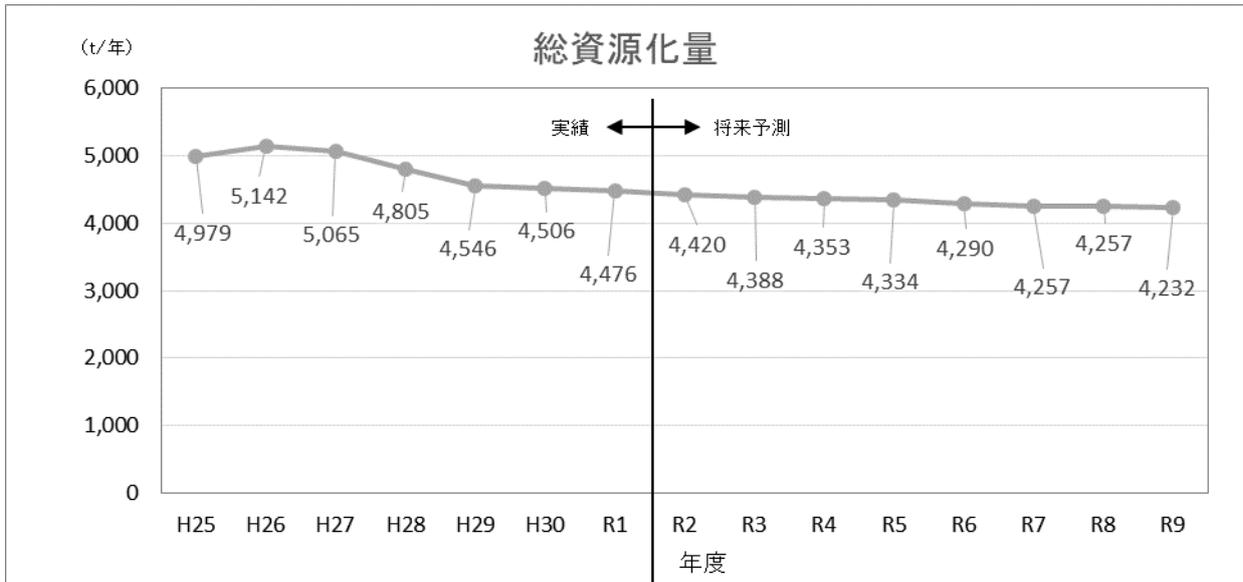
3 事業系・生活系総排出量の推移



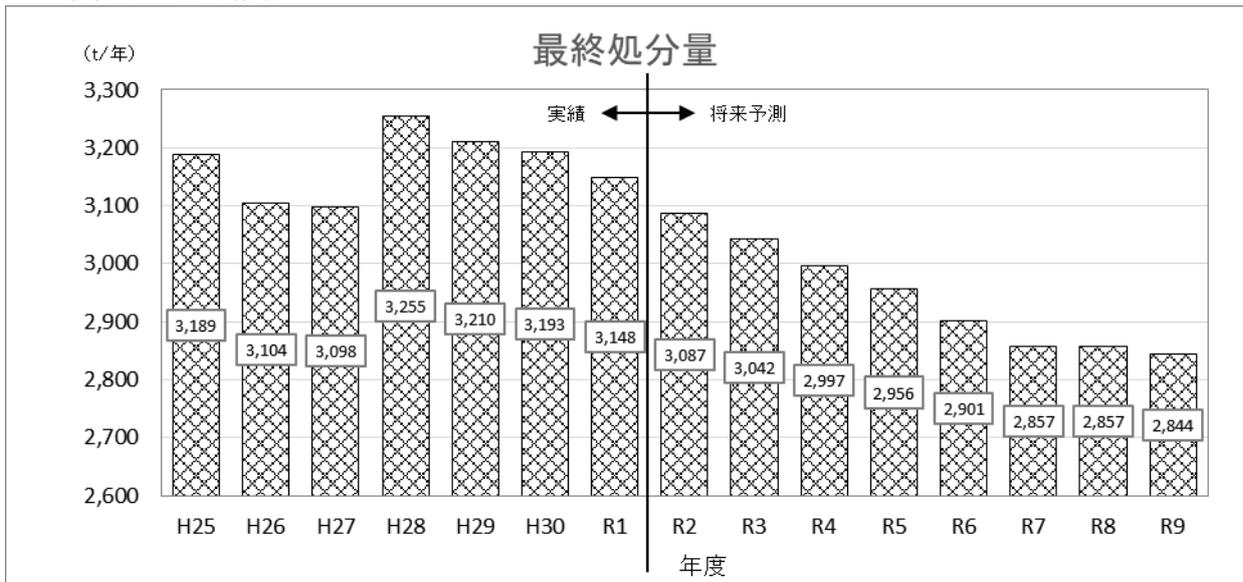
4 1事業所あたり・1人あたりの排出量の推移



5 総資源化量の推移

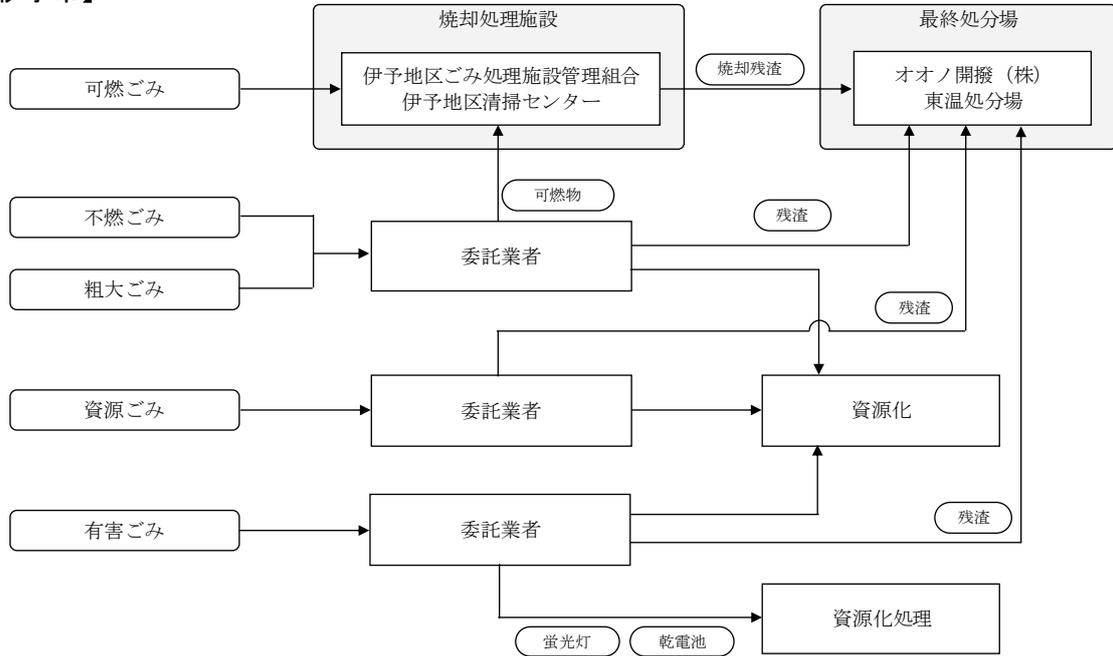


6 最終処分量の推移

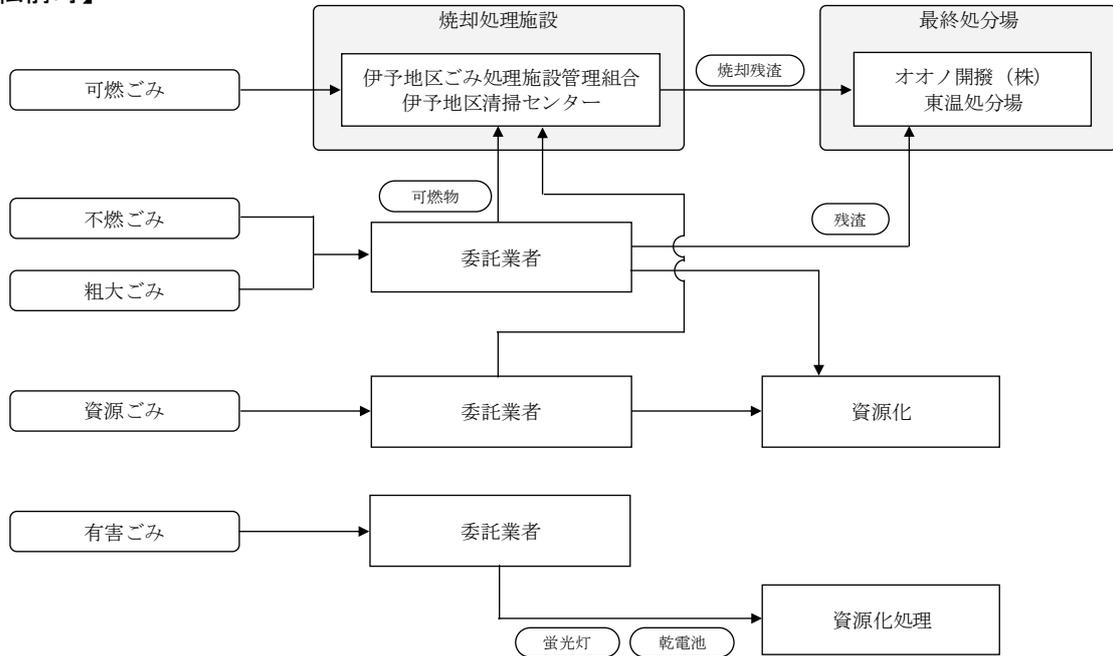


添付資料4-3 構成市町の処理フロー（現況）

【伊予市】



【松前町】



添付資料5 4 現有処理施設の概要現況と予定

項目	現況	予定（変更箇所のみ記載）
施設名称	伊予地区清掃センター	
施設所管	伊予地区ごみ処理施設管理組合	
施設所在地	愛媛県伊予市三秋1433番地	
面積		
敷地面積	11,996 m ²	
建築面積	2,109 m ²	
施設規模	80t/日(40t/16h×2炉)	80t/日(40t/24h×2炉)
建設年月		
工事期間	昭和50年10月～昭和52年3月	
供用開始	昭和52年3月	令和10年4月1日
改造工事	昭和60年11月～昭和61年4月	
基幹整備	平成13年7月～平成16年2月	令和7年7月～令和10年3月31日
処理方式	准連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)
受入供給設備	ビット・アンド・クレーン方式	
燃焼設備	階段式ストーカ炉	
燃焼カガス冷却設備	水噴射式	
排ガス処理設備	有害ガス除去装置(消石灰+特殊助剤噴霧)	
ろ過式集じん器	バグフィルタ	
通風設備	平衡通風方式	
灰受入供給設備	焼却灰:湿式灰出コンベヤ+灰バンカ 飛灰:薬剤処理+灰バンカ	
排水処理設備	ごみピット汚水:蒸発酸化処理方式 ガス冷却余剰水:灰トラフ循環式	
排ガス基準値		
ダイオキシン類	5ng-TEQ/m ³ N以下	
ばいじん	0.08g/m ³ 以下	
硫黄酸化物	K値17.5以下	
塩化水素	700mg/m ³ 以下	
窒素酸化物	250ppm以下	
一酸化炭素	1時間平均値100ppm以下かつ 4時間平均値50ppm以下かつ 時間平均50ppm以下 500ppmを超える瞬時値のピークを極力発生させない (5回/h以下)	
熱灼減量	5%以下	

